

○国土交通省告示第二百二十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条第一項第二号口の規定に基づき、準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを次のように定める。

平成二十一年二月二十七日

国土交通大臣 金子 一義

準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条第一項第二号口に規定する準不燃材料とした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、一戸建ての住宅（令第二百二十八条の三の二に規定する居室を有するもの及び住宅以外の用途を兼ねるもの（住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の二分の一を超えるもの又は五十平方メートルを超えるものに限る。）を除く。）にあつては、次の各号に掲げる室の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 こんろ（専ら調理のために用いるものであつて、一口における一秒間当たりの発熱量が四・二キロワット以下のものに限る。以下同じ。）を設けた室（こんろの加熱部の中心点を水平方向に二十五センチ

メートル移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に八十センチメートル移動したときにできる軌跡の範囲内の部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあつては、当該部分の仕上げを不燃材料（平成十二年建設省告示第千四百号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。以下「特定不燃材料」という。）でしたものに限る。）に壁又は天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）が含まれる場合にあつては、当該壁又は天井の間柱及び下地を特定不燃材料としたものに限る。）次に定める材料の組合せであること。

イ こんろの加熱部の中心点から天井までの垂直距離（以下この号において「こんろ垂直距離」という。）が二百三十五センチメートル以上の場合にあつては、当該中心点を水平方向に八十センチメートル移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に二百三十五センチメートル移動したときにできる軌跡の範囲内の部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあつては、当該部分の仕上げを特定不燃材料でしたものに限る。以下「こんろ可燃物燃焼部分」という。）の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定めるところによりするものとする。

- (1) こんろ可燃物燃焼部分の間柱及び下地を特定不燃材料とした場合 特定不燃材料ですること。
- (2) (1)に規定する場合以外の場合 次の (i) から (iii)までのいずれかに該当するものとする。
  - (i) 厚さが十二・五ミリメートル以上のせつこうボードを張ったもの
  - (ii) 厚さが五・六ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板又は繊維強化セメント板を二枚以上張ったもの
  - (iii) 厚さが十二ミリメートル以上のモルタルを塗ったもの
- ロ こんろ垂直距離が二百三十五センチメートル未満の場合にあつては、こんろの加熱部の中心点を水平方向に八十センチメートル移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方にこんろ垂直距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分及び当該中心点の垂直上方にある天井部の点を二百三十五センチメートルからこんろ垂直距離を減じた距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあつては、当該部分の仕上げを特定不燃材料でしただものに限る。）の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、イ(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定めるところによりするものとする。

ハ イ又は口の規定にかかわらず、こんろの加熱部の中心点を水平方向に二十五センチメートル移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に八十センチメートル移動したときにできる軌跡の範囲内の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを特定不燃材料とするものとする。

ニ イ又は口に規定する部分以外の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料又は平成十二年建設省告示第千四百三十九号第一第二号に規定する木材等（以下「難燃材料等」という。）で  
するものとする。

二 ストープその他これに類するもの（飛び火による火災を防止する構造その他の防火上支障のない構造であつて、一秒間当たりの発熱量が十八キロワット以下のものに限る。以下この号において「ストープ等」という。）を設けた室 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又は口に定める材料の組合せであること。

イ ストープ等の水平投影外周線の各点（当該水平投影外周線が頂点を有する場合にあつては、当該頂点を除く。）における法線に垂直な平面であつて当該各点からの最短距離が次の表に掲げる式によつて計算したストープ等可燃物燃焼水平距離である点を含むもので囲まれた部分のうち、当該ストープ

等の表面の各点について、当該各点を垂直上方に次の(1)の規定により計算したストーブ等可燃物燃焼垂直距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点（以下この号において単に「軌跡上の各点」という。）を、水平方向に次の(2)の規定により計算したストーブ等可燃物燃焼基準距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあつては、当該部分の仕上げを特定不燃材料としたものに限る。以下この号において「ストーブ等可燃物燃焼部分」という。）の間柱及び下地を特定不燃材料とした場合（ロの場合を除く。） 次の(3)及び(4)に掲げる材料の組合せであること。

ストーブ等の室内に面する開口部（以下この号において「ストーブ等開口部」という。）がある面	ストーブ等開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合 ストーブ等開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合以外の場合	$L_{SOP} = 2.40 \sqrt{A_p}$
ストーブ等開口部がある面以外の面	$L_{SST} = 1.59 \sqrt{A_p}$	

この表において、 $L_{Sop}$ 、 $A_V$ 及び $L_{Ssl}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_{Sop}$  ストープ等開口部がある面からのストープ等可燃物燃焼水平距離（単位 センチメートル）

$A_V$  ストープ等の鉛直投影面積（単位 平方センチメートル）

$L_{Ssl}$  ストープ等開口部がある面以外の面からのストープ等可燃物燃焼水平距離（単位 センチメートル）

- (1) ストープ等可燃物燃焼垂直距離は、次の式によって計算すること。

$$H_s = 0.0106 \left( 1 + \frac{10000}{A_H + 800} \right) A_H$$

この式において、 $H_s$ 及び $A_H$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$H_s$  ストープ等可燃物燃焼垂直距離（単位 センチメートル）

$A_H$  ストープ等の水平投影面積（単位 平方センチメートル）

(2) ストープ等可燃物燃焼基準距離は、次の式によって計算すること。

$$D_s = \left[ \frac{H_s - N}{H_s} \right] L_s$$

この式において、 $D_s$ 、 $H_s$ 、 $h$ 及び $L_s$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$D_s$  ストープ等可燃物燃焼基準距離（単位 センチメートル）

$H_s$  (1)に定める $H_s$ の数値

$h$  ストープ等の表面の各点から軌跡上の各点までの垂直距離（単位 センチメートル）

$L_s$  ストープ等可燃物燃焼水平距離（単位 センチメートル）

(3) ストープ等可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあつては、特定不燃材料ですること。

(4) (3)に掲げる部分以外の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあつては、難燃材料等ですること。

ロ 次の(1)から(3)までに定める方法により、ストープ等可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部

分に対する火熱の影響が有効に遮断されている場合 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料等ですること。

(1) 次の(i)及び(ii)に定めるところにより、ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分との間に特定不燃材料の板等であつて、火熱の影響が有効に遮断されるもの(以下「遮熱板等」という。)を設けること。

(i) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の壁との間にあつては、ストーブ等との距離は二十七・五センチメートル以上、ストーブ等可燃物燃焼部分の壁との距離は二・五センチメートル以上とすること。

(ii) ストーブ等とストーブ等可燃物燃焼部分の天井との間にあつては、ストーブ等との距離は四十二・五センチメートル以上、ストーブ等可燃物燃焼部分の天井との距離は二・五センチメートル以上とすること。

(2) ストーブ等と壁の室内に面する部分との距離は、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の三分の一以上とすること。ただし、ストーブ等可燃物燃焼水平距離の三分の一が三十センチメートル未満の場合

は、三十センチメートル以上とすること。

(3) ストープ等と天井の室内に面する部分との距離は、ストープ等可燃物燃焼垂直距離の二分の一以上とすること。ただし、ストープ等可燃物燃焼垂直距離の二分の一が四十五センチメートル未満の場合は、四十五センチメートル以上とすること。

三 壁付暖炉（壁付暖炉が設けられている壁に火熱の影響を与えない構造であつて、壁付暖炉の室内に面する開口部（以下この号において「暖炉開口部」という。）の幅及び高さが、それぞれ、百センチメートル以内及び七十五センチメートル以内のものに限る。）を設けた室 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める材料の組合せであること。

イ 暖炉開口部の各点から当該各点を含む平面に対し垂直方向に次の表に掲げる式によつて計算した壁付暖炉可燃物燃焼基準距離だけ離れた各点を、壁付暖炉可燃物燃焼基準距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあつては、当該部分の仕上げを特定不燃材料としたものに限る。以下この号において「壁付暖炉可燃物燃焼部分」という。

）の間柱及び下地を特定不燃材料とした場合（ロの場合を除く。） 次の(1)及び(2)に掲げる材料の組

合せであること。

暖炉開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合	$L_F = 1.20 \sqrt{A_{op}}$
暖炉開口部がガラス等の材料によって適切に覆われていない場合	$L_F = 1.58 \sqrt{A_{op}}$

この表において、 $L_F$ 及び $A_{op}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_F$  壁付暖炉可燃物燃焼基準距離（単位 センチメートル）

$A_{op}$  暖炉開口部の面積（単位 平方センチメートル）

(1) 壁付暖炉可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあつては、特定不燃材料ですること。

(2) (1)に掲げる部分以外の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあつては、難燃材料等ですること。

ロ 次の(1)から(3)までに定める方法により、壁付暖炉可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分に対する火熱の影響が有効に遮断されている場合 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材

料等ですること。

(1) 次の(i)及び(ii)に定めるところにより、暖炉開口部と壁付暖炉可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分との間に遮熱板等を設けること。

(i) 暖炉開口部と壁付暖炉可燃物燃焼部分の壁との間にあつては、暖炉開口部との距離は二十七・五センチメートル以上、壁付暖炉可燃物燃焼部分の壁との距離は二・五センチメートル以上とすること。

(ii) 暖炉開口部と壁付暖炉可燃物燃焼部分の天井との間にあつては、暖炉開口部との距離は四十二・五センチメートル以上、壁付暖炉可燃物燃焼部分の天井との距離は二・五センチメートル以上とすること。

(2) 暖炉開口部と壁の室内に面する部分との距離は、壁付暖炉可燃物燃焼基準距離の三分の二以上とすること。ただし、壁付暖炉可燃物燃焼基準距離の三分の二が三十センチメートル未満の場合は、三十センチメートル以上とすること。

(3) 暖炉開口部と天井の室内に面する部分との距離は、壁付暖炉可燃物燃焼基準距離の二分の一以上

とすること。ただし、壁付暖炉可燃物燃焼基準距離の二分の一が四十五センチメートル未満の場合  
は、四十五センチメートル以上とすること。

四 いろいろ（長幅が九十センチメートル以下のものに限る。）を設けた室（いろいろの端の各点を水平方向  
に九十五センチメートル移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に百三十センチメートル移動  
したときにできる軌跡の範囲内の部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあつては  
、当該部分の仕上げを特定不燃材料でしたものに限る。以下この号において「いろいろ可燃物燃焼部分」と  
いう。）に壁又は天井が含まれる場合にあつては、当該壁又は天井の間柱及び下地を特定不燃材料と  
したものに限る。）次に定める材料の組合せであること。

イ いろいろ可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを特定不燃材料ですること。

ロ いろいろ可燃物燃焼部分以外の部分（いろいろの端の各点を水平方向に百五十センチメートル移動した  
ときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に四百二十センチメートル移動したときにできる軌跡の範囲  
内の部分に限る。）の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料等ですること。

第二 令第二百二十九条第一項第二号ロに規定する準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、

次に定めるものとする。

一 第一第一号に掲げる室にあつては、こんろ可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げの材料の表面に、火炎伝搬を著しく助長するような溝を設けないこと。

二 第一第一号イ(2)若しくはロ、第一第二号ロ又は第一第三号ロの場合にあつては、壁及び天井の室内に面する部分について、必要に応じて、当該部分への着火を防止するための措置を講じること。

#### 附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。